

長野県外郭団体等検討委員会設置要綱

平成 24 年 3 月 14 日制定

（趣旨）

第 1 この要綱は、長野県出資等外郭団体（以下「外郭団体」という。）の改革基本方針その他団体運営のあり方等を検討するため、長野県外郭団体等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 外郭団体の改革基本方針その他団体運営のあり方
- (2) 外郭団体への県の関与のあり方
- (3) その他外郭団体に関すること

（構成）

第 3 委員会は委員 6 名以内で構成する。

2 委員は、外郭団体の運営について学識や経験を有する者等により構成する。

（任期）

第 4 委員の任期は、平成24年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 会議は委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（庶務）

第 7 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

（補則）

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。